

一、微妙公・相公君の御重恩は、伯父五兵衛を富山へつかはされ、金澤に久助子孫もなきを、亡父瀬兵衛を被召出奉仕ゆゑ、此覺書も記しぬ。

一、相公君の御代に我等を段々御取立、今は御本家に久助の子孫相續すれば、庶流ながらも我家の本家となりぬ。是又君恩の厚きなるべし。恩をしるをもて人とし、知らざるをもて畜類とす。我子孫御恩をわするゝ者は我子孫にあらじと記す事しかり。

山本源右衛門判

山本源太殿

又右夜話録の端書に左の如く載せたり。

微妙公御夜話とて世にあり。それに洩れたる事を我等も今記しぬ。其の御世に仕へし人々にあひて咄しも聞ぬ。亡父なども御奉公申せし故にまさしく語り聞かせぬ。我が子にも古き事を覚えかしとおもひて、かた／＼書記しぬ。後の證明にもと我に語りし人もあらはしぬ。文章などのよしあしにあらぬことなれば、事實を記する而已なり。もとより外人の見るべき物にも非ず。我子の爲のみ成べし。

時享保九年甲辰春正月申書於善淵堂。

右は山本氏の祖久助なる人の傳話の考證に記載するのみ。山本氏は武士といへども、世に名高き人なりし故に載之。

○山本源兵衛傳話

瀬兵衛は山本基庸の父にて、山本久助が子也。基庸の微妙公夜話録に云ふ。祖父山本久助跡目は伯父山本五兵衛に被下、壽福院殿へ御付被遊候へば、未だ年若に御座候間、御女中御附被成事迷惑と御断申上。其後代官被仰付候へば、勘定方不案内とて又御断申上。物好仕とて散々御意に違ひ、淡路守へ遣候へ、小家中には酢にももろみにも被仕、塩つけさせと御意にて、富山へ被遣たり。山本源兵衛は牛之助とて、幼少の時分五兵衛富山へ参り、牛之助母は久助後妻にて、栗田元祖傳兵衛の姪也。五兵衛とは腹違ゆゑ、富山へ参り候事も如何とて、栗田四郎左衛門屋敷の内に部屋を建、牛之助を養育し、名を瀬兵衛と改めける。十九歳の時老母ふら／＼相煩、何とぞ足輕に成共頼申と小幡宮内不々に申入候へば、津田玄蕃へ相談候處、殿様御留守ゆゑ何とも成間敷、老母病中達ての願に候へば、能州小代官に

罷出、能州かぶとへ罷越。翌年御歸城被成、御塩の勘定帳上る處、此山本源兵衛は御存知不被成、何者に候哉と御尋也。是は山本故久助之末子、栗田四郎左衛門介抱仕置候て、能州小代官に召抱置候よし津田玄蕃申上處、山本五兵衛富山へ被遣、金澤には久助子孫も無之。幸の事也、金澤へ召寄可被召仕由御意にて、金澤へ罷出、組外に被仰付、其後新知被下。此御噂の趣津田先々玄蕃被仰聞由瀬兵衛咄申。と見ぬ、また微妙公御參勤之節小松より供奉仕、金澤へ罷越處、泉野入口右の方は松原也。此所にて瀬兵衛と召候て向の松を見て參候へと御意也。はつと申かけ出し、掘切有之飛込候へば、腰ぎり有之を漸に向へかけ上り、松共を見、得と合点も不參といへども、松の大小、間の遠近を見て走歸り候へば、犀川橋の上に御駕籠立、川の上下を御覽被成被爲入處へ走付き、松共を見候へば一尺廻り或は七八寸廻り入交り、間は六・七尺或は八・九尺も御座候旨申上處、聞召、何の御意も無之、夫より御供仕、御旅館淺野屋へ被爲入候。私は加賀守様者にて御雇被召仕ゆゑ、小松衆之通りに加賀守様よりの御料理は不被下者也。罷歸、翌朝御

供に揃申管の處、御用候間罷出居候様被仰出方々より指上たる井波菓子一組被下、是をたべ、火の廻り申付可罷在のよし御意有之ゆゑ、泥に成候裝束仕かへ、御旅館に罷在處、御夜詰過候頃、御右筆安井源兵衛硯紙を持奥より出、潜に御吉左右と爲知たり。扱暫有之、本多安房御呼、誘引被成罷出候處、常々律義に御奉公仕に付、新知被下旨安房被申渡、御墨附頂戴候處、情出し勤候へ、取立候半と御意也。御旅館に罷在與風罷出候故、上下も着用不仕、希代の珍事と諸人申由、瀬兵衛咄申。とあり。此の外瀬兵衛直談の咄共多く記載する中、鶴來より金澤迄の間なる道路作り候様被仰出、道作奉行人持組堀與左衛門と山本源兵衛と兩人に被仰付。とありて、大身なる人持組の同勤に被命など、皆利常卿の御意に應じけるゆゑなりしと聞ゆ。

○山本源右衛門基庸傳

基庸は山本源兵衛の長男にて、初名惟明、幼名を源太郎と稱し、延寶五年三月綱紀卿歩士に召出され、書物役を命ぜらる。元祿七年父の遺跡を繼ぎ、後加恩共家祿二百石を賜はり、組外組と成り、享保十年七月十五日六拾九歳にて歿